

## 第 25 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 8 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 14 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 3 名

7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
---	------	---	--------	---	-------

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 36 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 2 時 00 分

## 8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は14名であります。

定足数に達しておりますので、第25回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、2番 吉田 義明 委員、3番 猪飼 敬司 委員を指名いたします。

瀬尾局長

それでは、7月19日開催の第24回総会以降に行われました業務等につきまして、報告いたします。

1の会議関係では、8月10日に、十勝農業委員会連合会臨時総会が、当初、会場を帯広市役所で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染者の増加状況を踏まえ、急遽、ZOOMを活用したWEB会議に変更となり、会長と事務局長の私が役場のパソコンを活用して出席しております。

議事の内容ですが、帯広市農業委員会の中谷会長の退任に伴い、「十勝農業委員会連合会の補充選任」と「一般社団法人 北海道農業会議 常設審議委員候補者の推薦について」の選任が行われ、十勝農業委員会連合会の新役員は、7月19日に帯広市農業委員会総会において新たに会長に就任された吉田 利彦 会長が「帯広市」「音更町」「土幌町」「上土幌町」の北部地区からの推薦を受け、選考委員会での協議の結果、「十勝農業委員会連合会の 会長」に選任、決定されました。

また、「一般社団法人 北海道農業会議 常設審議委員候補者の推薦について」も、帯広市の吉田会長が選任されました。

また、報告事項として、平成28年7月から6年間、十勝農業委員会連合会の会長を務めた、前帯広市農業委員会会長の中谷 敏明 氏が十勝農業委員会連合会表彰規定に基づき、表彰される旨、報告がありました。

次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。

今月の報告は7件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。また先月に引き続き、4法人が未提出となっております。

最後に3番のその他で8月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。

<p>議長</p>	<p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第36号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号1番から7番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は7件でございます。</p> <p>内訳は、賃貸借の更新6件、使用貸借の更新が1件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号1番から6番につきましては、賃貸借の案件となります。</p> <p>申請番号1</p> <p>所在、地番につきましては、字            の            他1筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は            m<sup>2</sup>であります。貸主は、            氏、借主は、            氏、経営面積は            m<sup>2</sup>であり、当地における賃借料は、年額            円 10a当り            円、期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年であります。</p> <p>申請番号2番</p> <p>所在、地番につきましては、字            の            他1筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は            m<sup>2</sup>でありま</p>

す。貸主は、  
氏、借主は、  
、経営面積は  
m<sup>2</sup>であり、当地における賃借料は、年額  
円 10a 当り  
円、  
期間は、令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日の 5 年であります。

申請番号 3 番

所在、地番につきましては、字  
の  
であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は  
m<sup>2</sup>でありま  
す。貸主は、  
氏、借主は、  
経営面積は  
m<sup>2</sup>であり、当地における賃借料は、年額  
円 10a 当り  
円、  
期間は、令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日の 5 年であります。

申請番号 4 番

所在、地番につきましては、字  
の  
の 1 他 4 筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は  
m<sup>2</sup>のうち  
m<sup>2</sup>であります。貸主は、  
氏、借主は、  
氏、経営面積は  
m<sup>2</sup>であり、当地における賃借料は、年額  
円 10a 当  
り  
円、期間は、令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日の 3 年であります  
。

申請番号 5 番

所在、地番につきましては、字  
の  
他 1 4 筆であります。

登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地であり、面積は  
m<sup>2</sup>。貸主  
は、  
氏、借主は、  
氏、経営面積は  
m<sup>2</sup>  
であり、当地における賃借料は、年額  
円 10a 当り  
円、期間は、令和  
4 年 9 月 1 日から令和 1 4 年 8 月 31 日の 10 年であります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号 1 番から 5 番については、  
賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。  
これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

( 質疑なし )



	<p>ます。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第18号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号6番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>それでは、申請番号7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号7番は使用貸借の案件です。</p> <p>申請番号7番</p> <p>所在、地番につきましては、字            の            他6筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は牧場と山林、農振は農用地であり、面積は            m<sup>2</sup>。貸主は、            氏、借主は、            、経営面積は            m<sup>2</sup>であり、当地における賃借料は無償、期間は、令和4年9月1日から令和14年8月31日の10年であります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号7番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

( 質疑なし )

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 36 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号 7 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

以上をもって、第 25 回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年8月30日

会 長

委員( 2 番)

委員( 3 番)